ロ　（略）

ハ　法第十七条の二十四第四項第六号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型介護予防サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

ニ～ル　（略）

二　法第十七条の二十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の二十四第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ～ニ　（略）

ホ　法第十七条の二十四第四項第六号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ヘ～ヨ　（略）

（法第十七条の二十四第四項第七号に掲げる事項に関する記載）

第十九条　認定市町村は、法第十七条の二十四第十五項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第七号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の四十五の五第二項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一　法第十七条の二十四第四項第七号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

二～四　（略）

五　法第十七条の二十四第四項第七号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

六～十二　（略）

ロ　（略）

ハ　法第十七条の十四第四項第六号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型介護予防サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

ニ～ル　（略）

二　法第十七条の十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の十四第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ～ニ　（略）

ホ　法第十七条の十四第四項第六号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ヘ～ヨ　（略）

（法第十七条の十四第四項第七号に掲げる事項に関する記載）

第十九条　認定市町村は、法第十七条の十四第十五項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第七号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の四十五の五第二項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一　法第十七条の十四第四項第七号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

二～四　（略）

五　法第十七条の十四第四項第七号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

六～十二　（略）

（法第十七条の二十四第四項第八号に掲げる事項に関する同意）

第二十条　認定市町村は、法第十七条の二十四第十六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一　法第十七条の二十四第四項第八号イの実施主体の氏名、生年月日及び住所（法人にあっては、定款又は寄附行為の写し）

二　法第十七条の二十四第四項第八号ロの施設が旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第五条第一項に該当するときは、その旨

三・四　（略）

（権限の委任）

第二十一条　法第十七条の二十八第二項並びに同条第三項において準用する職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十七条第二項及び第四十一条第二項に定める厚生労働大臣の権限のうち、次に掲げる募集に係るものは、同意事業協同組合等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一・二　（略）

（労働者の募集に関する事項）

第二十二条　法第十七条の二十八第二項の厚生労働省令で定める労働者の募集に関する事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

（届出の手続）

第二十三条　法第十七条の二十八第二項の規定による届出は、同意事業協同組合等の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集（以下この項において「自県外募集」という。）であって第二十一条第二号に該当するもの及び自県外募集であって同号に該当しないものの別に行わなければならない。

（法第十七条の十四第四項第八号に掲げる事項に関する同意）

第二十条　認定市町村は、法第十七条の十四第十六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一　法第十七条の十四第四項第八号イの実施主体の氏名、生年月日及び住所（法人にあっては、定款又は寄附行為の写し）

二　法第十七条の十四第四項第八号ロの施設が旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第五条第一項に該当するときは、その旨

三・四　（略）

（権限の委任）

第二十一条　法第十七条の十八第二項並びに同条第三項において準用する職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十七条第二項及び第四十一条第二項に定める厚生労働大臣の権限のうち、次に掲げる募集に係るものは、同意事業協同組合等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一・二　（略）

（労働者の募集に関する事項）

第二十二条　法第十七条の十八第二項の厚生労働省令で定める労働者の募集に関する事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

（届出の手続）

第二十三条　法第十七条の十八第二項の規定による届出は、同意事業協同組合等の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集（以下この項において「自県外募集」という。）であって第二十一条第二号に該当するもの及び自県外募集であって同号に該当しないものの別に行わなければならない。